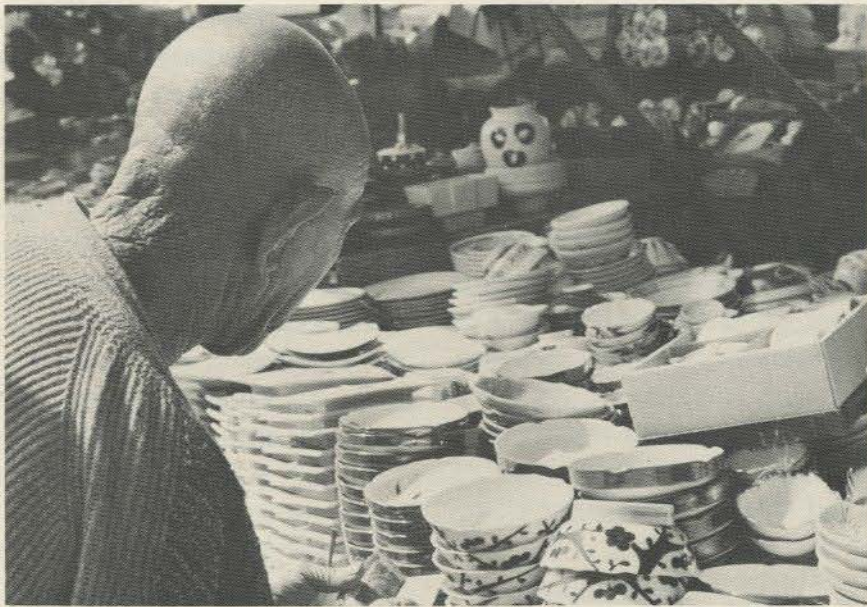


光市医師会報

昭和53年5月発行

No. 70号



人間が賢いのはその経験に応じてではない。
その経験にたいする能力に応じてである
(バーナード・ショウ)

光市医師会

医師会月間行事

※5月12日（金）理事会 於医師会館

午後7:30

- 協議事項 (1)医師会通過金の件 (2)事務職員雇入れの件 (3)3才児健診の件 (4)健康づくり健診の件 (5)1才半児健診の件 (6)三市合同役員会議の件 (7)特別養護老人ホームの件 (8)呼吸器疾患調査に伴う岡山大学分担金の件 (9)適正配置委員委嘱について
- 連絡・報告事項 (1)会員の入会 (2)諸会の開催 (イ)医事紛争対策委員会、5月20日 (ロ)医師紛争対策担当理事協議会、5月24日 (3)会員よりの申出 (市川医院の開設について) (4)国保出張受付について (5)県医学会誌原稿募集について (6)心疾患診査結果について (7)保育園々医の委嘱について (8)周南三市医師会役員協議会について (9)第二次救急医療体制について (10)昭和53年度日脳予防注射の実施について (11)広報担当理事協議会について (12)学校保健担当理事協議会について (13)山口県医師互助会支部長会議について (14)山口県医師会代表会議について

昭和53年度

光市医師会定時総会

4月22日（土）午後3時より昭和53年度光市医師会定時総会が出席者25名、委任状提出者6名計31名により室積金久別館において開催された。

福本副会長開会のことばをのべ林医師会長の挨拶の後、高島漆議長着席挨拶、議事録署名委員指名後、総会提出の6議案が審議され午後5時盛會裡に無事終了した。

※林医師会長挨拶

本日ここに会員多数の御参集を得まして昭和53年度光市医師会定時総会を開催することができまして、誠に御同慶の至りであります。平素より、会員の皆様には絶大なる御協力、御教導を賜わり、光市医師会の活動が地味ではありますが堅実な歩みを続けていくことができましたことに対し心から厚く御礼申し上げます。又、本年度より新執行部が発足し会務の分担についてはより一層鮮明化を企図したつもりであります。現在、吾々の前に山積する懸案の諸問題はそのどれ一つを取りあげてみましても会員の統合された意見と実践をもって当たらなければ望ましい将来は期し得ない現状でありますので、どうか、光市医師会のよりよき進展の為に引続き強固な連帯と協調を賜わりますよう御願ひ申し上げます。これから議案の審議をいただくところでありますが、皆様の忌憚のない御意見を十分に賜わり本総会が輝かしい実りに到ります様重ねをお願い申し上げます。

※ 総会議案

- (1) 昭和52年度事業報告 (承認事項)
- (2) 昭和52年度会計報告 (承認事項)
- (3) 光市医師会会費及負担金規則改正の件 (決議事項)
- (4) 光市医師会出張費規則改正の件 (決議事項)
- (5) 昭和53年度事業計画 (案) (決議事項)
- (6) 昭和53年度収支予算 (案) (決議事項)

※ 昭和53年度光市医師会事業計画

福祉社会の中における医療の公共性に深く思いを至し、常に医学を基盤とした医師会活動を展開し、医師が負う社会的責任を十二分に果たすことにより、地域の要請に応えんと共に会員の福祉増進を期する。

重点目標

1. 望ましい医療像の具現
2. 地域と相互信頼
3. 会員の連帯協調

事業計画の概要

1. 医の倫理の深化

常に医師としての節度と分限を忘れず、自己の管理と規正に努め医学の持つ尊厳さを損することなきよう、医師会活動の全域の中で医の倫理の深化を図り地域の信望に応える実践を行なう。

2. 生涯教育の推進

日進月歩の医学水準に充分適応し得るための生涯教育の中で月例会は最も身近い研修の場であるので、これが学術的運営を更に強化していきたい。

3. 包括医療活動の強化拡大

○ 住民保健

予防接種をはじめ各種住民健診の実施については会員の要望に充分応え得るよう、関係当局に対し常時適正なる助言を続けていくつもりである。本年は1年6ヶ月児健診や「国民の健康作りの推進運動」が光市の方で企図されているが、これに協力できる態勢を検討していきたい。

呼吸器疾患調査は、下松・岩国両医師会と緊密なる連繫を保ちつつ将来へ連なる主題の一つとして本年も実施していく。既往の調査成績については一応まとめの段階にあり、近く発表できることと思う。

○ 学校保健

学校医部会として、養護担当者を主体とした保健研修会を例年通り持つことを計画している。学校(園)医の処遇については教育委員会等と充分協議し望ましい助言をしていく。

○ 産業保健

産業医活動は今日尚低調の域を脱し得ないが、まづ産業医の処遇を確立して漸次活動の進展を期していきたい。

○ 地域救急医療

休日診療・夜間診療の今日的な在り方についての十分な検討を続けていく。一次・二次医療の連繫については関係筋と充分協議し円滑化を図っていく。救急医療事業補助金の有効な活用により、本業務の一層の充実を期していきたい。当直医の災害補償については現在光市と協議中であり概ね成案が決定される様である。

4. 紛争対策の強化

医事紛争対策としては、まづ医療事故防止に重点を置き、これがため事例研修の場をもつ計画である。麻薬対策は本業務の中に含めて万全を期していく。

5. 健康教育の推進

住民保健の在り方の中で地域社会に対する健康教育を推進していく考えである。

6. 助成対策の拡大

会員間の連繫協調が強固でなければ医師会活動の望ましい推進は期し得ない。これに応じて役員への処遇や休日診療、部活動、呼吸器疾患調査等への助成を行なう。尚、役員の出務時における災害補償については県医でまとめて契約する補償保険に加入して一助を図ることとする。

7. 保険医療対策の推進

例年の通り保険研究会をもつ計画である。光市が現在療養費払で実施している母子福祉医療が近く県単位で実施される予定であり、県医でその実施方法等について検討される筈である。又高額医療費つなぎ資金貸付制度については、必要書類(請求書発行)に協力をお願いする。

8. 税務対策の推進

税務懇談会開催の計画である。納税組合については引続き担当者のご尽力をお願いする。

9. 経年事業として諸規則等の検討を更に続け整備できしだい規則集を作る予定である。

10. 其 の 他

健保改正案 社保審・制度審の答申概要

答申の概要は下記の通り「受診抑制にならないかどうか憂慮され、「現実的な施策としては考えたい」ときびしく批判的色彩は強く社保審が薬剤費負担と償還制に反対するなど厚生省諮問案は、両審議会から総スカンを食った形となっておる。

＜社会保険審議会答申＞

諮問案（健康保険制度「改正」要綱案）の根幹である薬剤を現物給付外とし、一部償還制に切り換えることについて答申は「物と技術の分離を薬剤償還制の実施によって実現すると考えることには問題がある」と批判。問題点として①患者の一時的負担が多額になる②領収明細書の発行にともなう医療機関の窓口事務が増える③薬剤審査ができない——の3点をあげ、「これらの問題を残したまま実施することには賛成しがたい」と反対しています。そして薬剤問題の解決のためには、医療分業の推進、薬価基準の適正化、診療報酬体系の改善を求めている。

要綱案のもうひとつの柱であるボーナスを保険料算定の対象とする点について、答申は①費用負担の公平という見地からは首肯できる措置だ（医師会代表を除く公益委員＝学識経験者）②支給回数によって負担の軽重が生じたり、給付面へのはね返りがないなどの問題があり、反対（事業主代表）③保険料徴収をやり易くするだけの意図であり反対——と3つの意見を併記している。

また財政調整については、将来の制度の体系との関係、被用者保険全体での財政調整についての理念と具体的方法を明らかにするよう求めるとともに、健康保険組合間での財政調整にあたっては、健保組合の自主性を尊重するよう要求している。

なお答申では医師会代表をのぞく公益委員、事業主委員が薬剤費等の一部負担の導入を主張したこと、被保険者代表が①政管健保への国庫補助は20パーセント以上の定率で法制化すべきだ②保険料の労使折半の指導強化方針は現行健保法の規定にもとるものであり、撤回すべきだ③分べん費の現物給付について改善の計画的措置を明示すべきだ——などの点を主張したことが記されている。

（以下次号へ）

会員の異動

入 会

塚原正人先生 昭・53・5・1付
（山大小児科より市立病院小児科）

あとがき

社保審・制度審が患者負担が大きく受診抑制の危険を指摘して反対答申した健保改正案に対し厚生省は、償還制のとりやめ、薬剤費の一部患者負担などを内容とした案に作り直し閣議決定として延長国会に提出しようとしておる。総スカンを食った改正案に患者負担増を再度もくろむ修正案に亦々猛反対を食うのは必定。

いけかえてグラジオラスの真赤かな

（松葉女）

発行所	光市小周防1633の2林医院内 光市医師会 TEL 0833 77-2601
発行者	林 孝 之
編集者	会報編集委員会
印刷所	光市御崎町 中村印刷株式会社